

播磨科学公園都市圏域定住自立圏周遊型観光イベント実施業務仕様書

1 業務名

播磨科学公園都市圏域定住自立圏周遊型観光イベント実施業務
(定住自立圏構成市町：たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町)

2 目的

令和6年度に播磨科学公園都市圏域定住自立圏観光分科会（以下、「委託者」という。）が作成したガイドブックを活用し、歴史・文化・自然資源や観光施設など、圏域内に点在するスポットをゲーム感覚で歴史・文化に触れながら楽しく巡れる周遊型観光イベントを実施することで、参加者に圏域内の魅力を知り、理解してもらうとともに、周遊による地域経済の活性化を目的とする。

3 業務範囲

本仕様書は、委託者が発注する委託業務を受注したもの（以下、「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を記載したもので、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うこととする。

4 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日

- (1) イベント開催期間は、4か月程度とする。
- (2) 夏休みを有効活用するため、委託者と受注者で業務スケジュールを調整の上、可能な範囲で8月にイベントを開始できるようにする。

5 業務内容

圏域内の地域資源及びガイドブックを活用し、次のとおり周遊型観光イベントに係る企画運営業務を実施する。

(1) 委託業務の企画立案

- ア イベント名称及び企画は、小学生やその家族を想定し、幅広い世代を対象に、圏域内の「ひょうごフィールドパビリオン」の認定施設や道の駅、飲食店等を周遊する仕組みとし、集客効果を高める実施内容とすること。
- イ 難易度は、小学生（低学年）からの参加を想定したものとし、圏域内の歴史や文化、産業に触れる内容とすること。
- ウ 実施場所については、圏域内の2市2町とし、各市町で4か所以上とすること。

- エ 上記の実施場所は、各市町の担当者と協議の上、決定すること。
- オ 圏域内の各市町のマスコットキャラクターを活用すること。また、受注者で提案する場合は、委託者の承諾を得ること。
- カ イベント参加者のうち、条件をクリアした方には構成市町の特産品を贈ることとする。委託者において商品を準備し発送するため、受注者はイベント参加者の住所など、商品発送に必要な情報を提供すること。
- キ 参加者は、紙冊子及びスマートフォンなどのWEB上(例:通信アプリLINE)のどちらでもゲームに参加できること。
- ク 冊子には、各エリアで使用可能なクーポンやQRコードを掲載し、誘客促進・観光消費の増加に努めること。協力店の掲載情報は、受注者で取材すること。
- ケ イベントへの参加は無料でできること。
- コ イベントを検証するため、参加者アンケートを行い、集計・分析を行い業務完了後に報告書にまとめ委託者に提出すること。

(2) 委託業務における制作物及びイベントの告知

- ア イベントで使用する制作物は、(1)の内容を踏まえ、次のものを受注者で用意する。
 - ・参加冊子 20,000部 (A4版でイベント内容を記載したもの)
 - ・イベント告知ポスターB2版カラー(イラストレーターのデータ)
 - ・イベント告知チラシA4版カラー(イラストレーターのデータ)
※ポスター、チラシの印刷は委託者で印刷業者に発注します。
 - ・専用ホームページの開設(サーバ利用料含む)
 - ・スマートフォン用通信アプリの設定
 - ・各スポットで必要なイベント参加者グッズ(予備も含めた必要数)

(3) 委託業務における運営管理

- ア イベント参加者用グッズの設置、管理、撤去は委託者で行う。
- イ 上記の設置場所は、ロケハンの機会を有効活用し、委託者、受注者、施設管理者で調整を行うこと。
- ウ イベント参加者の情報を適宜報告すること。

6 委託料の支払い

受注者は、業務完了報告書を委託者に提出し、検査完了の後、委託料の支払いを請求できる。委託者は、この報告があったときは、速やかに業務内容の検査を

行い、業務の完了を確認する。また、委託料は、支払請求を受けた日から30日以内に支払う。

7 著作権

(1) 成果品（印刷物）の帰属

成果品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属する。

(2) 著作権等

ア 委託者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など二次的な利用も可能とする。

イ 受注者は、成果品について、委託者及び委託者が指名する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

8 個人情報等の保護

(1) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい滅失及び毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

9 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書の内容について生じた疑義については、双方協議の上、解決するものとする。

(2) 企画提案への応募に係る諸経費は採否にかかわらず応募者側の負担とする。

(3) 委託業務の実施のために負担する受注者の一切の経費は、委託料に含めることとする。

(4) 委託業務の実施にあたっては、委託者及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。

(5) イベント開催に際して、重要な変更が生じる場合には、事前に委託者と協議を行うこと。

- (6) 不測の事態が発生した場合においては、速やかに委託者に報告すること。
- (7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については関係者において協議し、決定する。